

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第32号）（市会事務局総務課）

諸般の状況により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、市会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額について、当該額に100分の15を乗じて得た額を減じる特例措置を講じることとしました。

この条例中附則第2項の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は令和4年4月1日から施行することとしました。

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 32 号

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例

第1条中「及び期末手当の額」を「の額」に改める。

第2条中「令和元年6月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「100分の10」を「100分の15」に改める。

第3条を削る。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例中附則第2項の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は令和4年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)